国会事項

衆議院

常任委員長辞任

九月三日議長において、次の各常任委員長の辞任を許可した。

文部科学委員長　小渕　優子
安全保障委員長　江渡　聡徳

報告書受領

八月二十九日内閣から次の報告書を受領した。

災害対策基本法第二十五条第七項の規定に基づく平成二十六年（二千十四年）八月豪雨非常災害現地対策本部の設置の報告

訂正

二十五年六月二十四日付国会事項欄衆議院の部、議案提出の項四行及び五行中「衛藤征士郎外五名」を「衛藤征士郎外三名」に、同年十一月十二日付回欄回部、同項四行及び五行中「塩崎恭久外四名」を「原田義昭外三名」に、それぞれ二十六年九月三日訂正する。

参議院

常任委員長辞任

九月三日議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

行政監視委員長　江口　克彦

報告書受領

八月二十九日内閣から、災害対策基本法第二十五条第七項の規定に基づく平成二十六年（二千十四年）八月豪雨非常災害現地対策本部の設置の報告を受領した。

人事異動

内閣府

阿部　一彦　石三　准　石野富志三郎
伊藤　建雄　上野　秀樹　遠藤　和夫
大河内直之　大濱　眞　大原　裕介
大日方邦子　門川紳一郎　加野　理代
河井　文　川﨑　洋子　清原　慶子
佐藤　聡　高橋はるみ　竹下　義樹
田中　正博　玉木　幸則　柘植　雅義
辻井　正次　野澤　和弘　花井　圭子
平三　淳一　松森　果林　三浦　貴子
吉崎千恵美

障害者政策委員会委員に任命する（各通）（八月二十九日）

財務省

（財務省関税局関税課長）財務事務官　小宮　義之
（財務省関税局監視課長）同　齋藤　和久
（財務省関税局業務課長）同　堀田　秀之
（財務省関税局調査課長）同　前田　清人
（経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課長）経済産業技官　髙見　牧人

第四十八回通関士試験試験委員を委嘱する（各通）

（国税庁長官官房人事課長）財務事務官　柴﨑　澄哉
（長崎税関長）同　菊川　正博

第四十八回通関士試験試験委員の委嘱を解除する（各通）（以上九月一日）

官庁報告

官庁事項

沖縄総合事務局公示

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定による協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、沖縄総合事務局及び国営沖縄記念公園事務所首里出張所に備え置いて縦覧に供する。

平成26年9月5日

沖縄総合事務局長　河合　正保

1　兼用工作物の範囲　国営沖縄記念公園首里城地区に存する県有工作物及びその敷地
2　兼用工作物の位置　沖縄県那覇市首里当蔵町3丁目1番地内
3　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名　沖縄県知事　仲井眞弘多
住所　沖縄県那覇市泉崎1―2―2
4　他の工作物の管理者が行う管理の内容
(1)　兼用工作物の改修等
(2)　災害復旧に関しては協議事項する
5　管理の期間　平成26年8月6日より開始

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、秋田県最低賃金（昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成26年9月5日

秋田労働局長　小林　泰樹

第4号中「1時間665円」を「1時間679円」に改める。

群馬労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、群馬県最低賃金（昭和55年群馬労働基準局最低賃金公示第8号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成26年9月5日

群馬労働局長　内田　昭宏

第4号中「1時間707円」を「1時間721円」に改める。

石川労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、石川県最低賃金（昭和55年石川労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成26年9月5日

石川労働局長　高渕　憲一

第4号中「1時間704円」を「1時間718円」に改める。

静岡労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、静岡県最低賃金（昭和55年静岡労働基準局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成26年9月5日

静岡労働局長　柳瀬　倫明

第4号中「1時間749円」を「1時間765円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、大阪府最低賃金（昭和56年大阪労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成26年9月5日

大阪労働局長　中沖　剛

第4号中「1時間819円」を「1時間838円」に改める。

島根労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、島根県最低賃金（昭和55年島根労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成26年9月5日

島根労働局長　古田　宏昌

第4号中「1時間664円」を「1時間679円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、岡山県最低賃金（昭和55年岡山労働基準局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成26年9月5日

岡山労働局長　三上　明道

第4号中「1時間703円」を「1時間719円」に改める。

福岡労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福岡県最低賃金（昭和55年福岡労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

平成26年9月5日

福岡労働局長　前田　芳延

第4号中「1時間712円」を「1時間727円」に改める。